

指定医療機関等を変更するとき

様式第6号

労働者災害補償保険

療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届

通勤災害の場合は様式第16号の4

渋谷 労働基準監督署長 殿

○年 8月 10日

代々木第一 診療所 理由
訪問看護事業者

(郵便番号 151-)

住所 渋谷区代々木0-0 電話番号 0000 局番 0000 番

届出人の

氏名 竹内 三郎 (印)

下記により療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等を(変更するので)届けます。

(注 意)

- 一、事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
- 二、傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の変更理由を記入すること。
- 三、傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の変更理由を記入すること。
- 四、傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の変更理由を記入すること。
- 五、届出人の氏名を記載すること。

① 労働保険番号		③ 氏名 竹内 三郎 (男・女)		④ 負傷又は発病年月日	
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	生年月日
13	10	79	87654		00年11月10日(00歳)
② 年金証書の番号		労働者の		の	
管轄局	種別	西暦年	番	号	住所
					渋谷区代々木0-0
⑤ 災害の原因及び発生状況					
プレス工場内において、材料(重板、鉄板、重量約70kg)を同僚と2人で運搬し、プレス機の前の床におろす際、あやまって手をすべらせて、持っている鉄板とコンクリートの床面との間に左手第2、3指をはさまれ負傷した。					
③の者については、④及び⑤に記載したとおりであることを証明します。					
○年 8月 9日		事業の名称		井草工業株式会社	
		郵便番号		167-XXXX	
		事業場の所在地		杉並区井草0-0	
		電話番号		0000 局番 0000 番	
		事業主の氏名		代表取締役 山本 良助 (印)	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)					
⑥ 指定病院等の変更	変更前の	名称	杉並北病院 (労災指定医 番号)		
		所在地	杉並区井草0-0-0		
	変更後の	名称	代々木第一病院		
		所在地	渋谷区代々木0-0		
	変更理由	通院療養のため、自宅からの距離が短い病院にかえたため。			
⑦ 傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称				
	所在地				
⑧ 傷病名	左手示指基節骨骨折、左手中指挫傷				

事故の発生日時又は発病の日を正確に記入してください。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入してください。

どのような場所で、どのような作業をしている時に、どのような物・環境又は状態で、どのようにして災害が発生したかをわかりやすく記入してください。

事業主の証明が必要です。ただし、離職後である場合には、必要ありません。

傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等を記入してください。

療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届

労働基準監督署長 殿

年 月 日

病院 療養所 局 経由
診療 薬 訪問看護事業者

(郵便番号)

住所 電話番号 局番

届出人の方

氏名

下記により療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等を（変更するので）届けます。

[注意]

一、事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
二、傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に關しこの届書を提出するときは、
三、傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に關しこの届書を提出するときは、
四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
二十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
三十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
四十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
五十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
六十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
七十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
八十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十一、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十二、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十三、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十四、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十五、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十六、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十七、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十八、事業主の証明は受ける必要がないこと。
九十九、事業主の証明は受ける必要がないこと。
一百、事業主の証明は受ける必要がないこと。

① 労働保険番号 (府県, 所掌, 管轄, 基幹番号, 枝番号)
② 年金証書の番号 (管轄局, 種別, 西暦年, 番号)
③ 氏名 (男・女), 生年月日, 住所, 職種
④ 負傷又は発病年月日 (年, 月, 日, 前後, 時, 分)
⑤ 災害の原因及び発生状況
⑥ 指定病院等の変更 (変更前の名称, 所在地, 変更後の名称, 所在地, 変更理由)
⑦ 傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の名称, 所在地
⑧ 傷病名